

(案)

宮行評委第 号
令和 3 年 月 日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

宮城県行政評価委員会

委員長 堀切川 一男

宮城県行政評価委員会政策評価部会

部会長 佐藤 健

令和 3 年度政策評価・施策評価について（答申）

令和 3 年 6 月 8 日付け総政第 24 号で諮問されたことについて、行政評価委員会条例第 6 条第 1 項第 1 号及び同条第 7 項の規定に基づき、政策評価部会において調査審議を行った結果を別紙のとおり取りまとめたので、答申します。

令和3年度政策評価・施策評価について

I 答申に当たって

宮城県では、県民の視点に立って成果を重視する県政を推進することを目的として、平成14年4月1日から、「行政活動の評価に関する条例」に基づき行政評価を実施している。

このうち政策評価・施策評価については、県が自ら、施策に設定された目標指標等の達成状況、県民意識調査結果、社会経済情勢、事業の実績及び成果等を踏まえて政策・施策の成果を評価するとともに、政策・施策を推進する上での課題と対応方針を示すことになっている。

この県が自ら行う評価の透明性や客観性を確保するため、学識者や有識者で構成される宮城県行政評価委員会に、知事の諮問に応じて、政策評価・施策評価に関する調査審議を行う組織として政策評価部会が置かれている。

当委員会では、今年の6月8日に、宮城の将来ビジョン、宮城県震災復興計画及び宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画の体系に基づく21政策56施策を対象とした県の評価原案「政策評価・施策評価基本票」について、知事から諮問を受けた。

政策評価部会では、6月15日に開催された「第1回部会」において、県の評価原案の妥当性について、専門的な立場や県民の視点から調査審議を行った。調査審議の結果の詳細については後記のとおりである。

今回の評価では、県がこれまで推進してきた「宮城の将来ビジョン」、「宮城県震災復興計画」の両計画の評価の総括を実施していることから、当委員会の答申を通じて、「新・宮城の将来ビジョン」において、東日本大震災における被災地の復興完了に向けたきめ細かなサポートや、今後見込まれる社会の変化等を踏まえながら、将来の宮城のあるべき姿や目標の達成に向けて取り組んでいくことを願っている。

II 調査審議の方法

宮城県行政評価委員会政策評価部会は、県から諮問を受けた令和3年度政策評価・施策評価に関し、県の評価原案である「政策評価・施策評価基本票」に基づき、調査審議を行った。

1 調査審議の対象

令和3年度に諮問を受けた政策評価・施策評価は、宮城の将来ビジョン及び将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画の体系に基づく14政策33施策と、宮城県震災復興計画及び震災復興実施計画の体系に基づく7政策23施策を合わ

せた21政策56施策となった。

また、令和3年度は両計画を対象とした評価が最終年度を迎えるに当たり、これまでの計画期間を通じた政策評価の総括したものを審議の対象とした。

2 調査審議の進め方

当部会では、「宮城の将来ビジョン」と「宮城県震災復興計画」に係る各基本票の記載内容について、両計画の計画期間を通じた政策評価の総括を中心に審議を実施した。

【政策評価部会の開催状況】

	開催日	議事
第1回	令和3年6月15日	<ul style="list-style-type: none">・政策評価部会の進め方等について・令和3年度政策評価・施策評価について
第2回	令和3年7月16日	<ul style="list-style-type: none">・令和3年度政策評価・施策評価に係る県民意見について・令和3年度第1回政策評価部会の審議結果と県の対応について・令和3年度政策評価・施策評価に係る答申案について

III 調査審議の結果

政策評価・施策評価に関する部会での審議を経て、「政策・施策の成果」の妥当性について審議を行うとともに、それぞれの政策ごとに意見を付した。

1 政策・施策の調査審議結果

(1) 宮城の将来ビジョン及び将来ビジョン実施計画の体系

- ・県の政策評価に対する意見：14政策のうち11政策に意見を付した。

(2) 宮城県震災復興計画及び震災復興実施計画の体系

- ・県の政策評価に対する意見：7政策のうち5政策に意見を付した。

2 政策評価・施策評価の判断等に付した主な意見

政策評価・施策評価の判断等に当たり、「政策・施策の成果」の評価は概ね妥当と判断する。

その判断に当たって付した主な意見は次のとおりである。

なお、今年度の政策評価・施策評価は「宮城の将来ビジョン」と「宮城県震災復興計画」の計画期間を通じた政策の評価の総括を実施していることから、政策評価の総括を中心に意見を付している。

(1) 評価の理由について

成果重視の行政運営を推進するに当たり、行政評価には、県が政策・施策・事業の実施により、どんな成果を上げたのかを的確に検証することが求められているが、評価の妥当性の判断に必要な成果について、記載内容が不足しているものが見受けられる。

施策の成果の評価に当たっては、1年の成果を踏まえた上で、施策に期待される成果を発揮することができたかについて、目標指標の達成状況、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等の視点から総合的に評価し、施策の方向性の体系に沿って評価の理由を具体的に分かりやすく示す必要がある。その上で、政策の評価に当たっては、政策を構成する各施策の取組状況や成果を俯瞰的に判断し評価するとともに、各政策間の連携についても意識しつつ、総合的な評価の理由を、分かりやすく示すことが必要である。

また、単年度では結果が出にくい政策・施策について、中長期的な視点も入れ、県が努力して取り組んでいる内容が県民に伝わりやすい評価の内容について記述することも必要である。

(2) 目標指標の在り方

目標指標は、施策に期待される成果の発現の状態を客観的に測るための重要なものであるが、目標指標の中には、調査分析に時間を要し実績値が未確定であるものや、統計手法の変更等によって正確な実績値の把握が困難なものが見受けられ、一部の目標指標が測定できず、達成度がNとなっているものがある。そのため、政策・施策の評価における妥当性の判断が難しいことから、定性的な成果や代替となる数値等を用いることが必要である。

また、目標指標については、計画期間中であっても、事業の進捗等に応じて、適宜、指標の適切性や、政策・施策の効果を実効的に測定できる指標について検討することが必要である。

(3) 政策・施策を推進する上での課題と対応方針について

P D C A サイクルの一翼を担う政策・施策の評価を、次の実施計画等に反映させるためには、政策・施策で生じた課題を的確に把握するとともに、その解決に向けての効果的な対応方針を示すことが重要であるが、進捗に遅れの見られる政策・施策については、その要因や課題を分析し、その克服に向けた具体的な対応方針を示すことが必要である。

なお、政策評価・施策評価は、県民への説明責任を果たすことが重要な目的の一つであるため、これらの記載は県民に分かりやすいものとすることを心がける必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症については、県内の産業、医療、福祉、教育等幅広い分野に影響が及んでいることから、その影響を的確に把握し、対応が必要な課題について、感染収束後も見据え、適切に対応していくことを期待する。

併せて、相互に関連性の強い政策については、政策間で連携を図りながら推進していくことに期待する。